三　不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
四　科目別担当講師の選任及び解任に関する事項
五　資格講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
六　資格講習業務の内容に係る訂正に関する事項
七　その他資格講習業務の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、第一項の規定による資格講習業務規程が資格講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、指定資格講習機関に対し、当該資格講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

（指定資格講習事業の廃止）

第四条の三　指定資格講習機関は、指定資格講習事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（資格講習の実施計画）

第四条の四　指定資格講習機関は、毎事業年度開始前に（法第四条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の資格講習の実施に関する計画（以下「資格講習実施計画」という。）を作成し、様式第八による届出書に当該届出に係る資格講習実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　資格講習実施計画においては、資格講習の日程、募集人員、実施場所、科目別時間数、資格講習業務の実施に係る収支計画その他資格講習の実施に関し必要な事項を定める。

（資格講習受講者等の報告）

第四条の五　指定資格講習機関は、毎事業年度経過後遅滞なく、様式第九による報告書に、様式第十による資格講習修了者名簿を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　指定資格講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した資格講習業務に関し、次の事項について経済産業大臣に報告しなければならない。

一　資格講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴
二　資格講習の教材等
三　資格講習業務の実施に係る収支決算
四　その他必要な事項

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第四条の六　指定資格講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、三年間事業所に備え置かなければならない。

2　資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（指定の取消し等）

第四条の七　経済産業大臣は、指定資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三条の四第一項第一号に適合しなくなつたとき。
二　第三条の四第三項、第四条第三項又は第四条の二第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。
三　第三条の五、第三条の七第二項、第四条の二第一項、第四条の三又は第四条の四第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四　第四条の五第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五　第四条の六第一項の規定に違反したとき。
六　正当な理由がないのに第四条の六第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
七　第五条第二項の規定による公示を行わなかつたとき。
八　不正の手段により法第四条第一項第一号の指定を受けたとき。

（報告の徴収）

第四条の八　経済産業大臣は、資格講習の実施に必要な限度において、指定資格講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第五条の見出し中「資格講習の」を削り、同条第一項中「又は法第四条第一項第一号の規定により経済産業大臣が指定する者は、資格講習を実施する日時、場所その他資格講習の実施に関する事項をあらかじめ」を「は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に」に改め、同項に次の表を加える。

法第四条第一項第一号の指定をしたとき。	一　指定年月日 二　指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三　資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地
第三条の五の規定による届出があつたとき。	一　変更年月日 二　指定資格講習機関の名称及び住所 三　変更する事項
第三条の七第二項の規定による届出があつたとき。	一　指定資格講習機関の地位を承継した年月日 二　指定資格講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三　指定資格講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名 四　指定資格講習機関の地位を承継した者が資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地
第四条の三の規定による届出があつたとき。	一　資格講習業務を廃止する年月日 二　指定資格講習機関の名称及び住所
第四条の七の規定により指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 二　指定資格講習機関の名称及び住所 三　指定資格講習事業の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた資格講習事業の範囲及びその期間